

災害時の医療救護活動に関する協定書

福山市を甲とし、一般社団法人福山市医師会、一般社団法人松永沼隈地区医師会、一般社団法人府中地区医師会及び一般社団法人深安地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結した。

(総則)

第1条 この協定は、福山市地域防災計画に基づき甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請し、乙はこれに協力するものとする。

2 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動を実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定しておくものとする。

2 前項の医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成に関すること。
- (2) 医療救護組織の活動に関すること。
- (3) 他地区医師会、広島県医師会及び関係機関との通信連絡に関すること。
- (4) 指揮命令系統に関すること。
- (5) 医薬品、医療資器材等に関すること。
- (6) 訓練計画に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 前項に規定する救護所のほか、甲が必要と認めた場合は、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の選別
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定

する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する費用

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金

(4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷に係る実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項については、別に甲及び乙が協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項が必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を所持するものとする。

2014年(平成26年)12月1日

甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長 羽田 皓

乙 福山市三吉町南二丁目11番22号
一般社団法人 福山市医師会
会長 土屋 隆 宏

福山市南松永町二丁目8番12号
一般社団法人 松永沼隈地区医師会
会長 橋 高 英 之

府中市鵜飼町496番地1
一般社団法人 府中地区医師会
会長 池 田 純

福山市神辺町下御領682番地1
一般社団法人 深安地区医師会
会長 亀 川 陸 雄